

令和6年度 町単独地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業 令和7年度分公共施設整備事業CM業務委託 プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託件名

令和6年度 町単独地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業 令和7年度分公共施設整備事業 CM 業務委託

(2) 委託業務の目的

箕輪町が実施する令和7年度箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業等 公共施設整備工事（以下「本事業」という。）の推進にあたり、技術的かつ商流上の中立性を保ちつつ、発注者側に立って、発注者が求める性能や仕様を確保することが本委託業務の目的である。

(3) 業務内容

別紙「令和6年度 町単独地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業 令和7年度分公共施設整備事業 CM 業務委託 仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

ただし、議会にて予算の繰越が認められた場合、令和7年7月31日までとする。

(5) 提案上限額

24,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 支払条件

完了後、一括払い

2 参加資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

(1) 令和4・5・6年度 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿の内、建築コンサルタント分野の「建築」及び「建築設備」に登録があること。

(2) 太陽光発電設備、蓄電池設備等の導入に関わる環境省の補助事業または交付金事業において、発注者（地方公共団体に限る）支援業務委託の受託実績があること。

(3) 本業務は、発注方針に関わる検討及び事業者選定に係る支援を行うため、受託者は、発注者の情報資産の安全性を確保するため、情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001: Information Security Management System）の認証を受けていること。

(4) 本業務の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会同士にある者、又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後本町が発注する本事業に係る、太陽光発電設備、蓄電池設備の導入事業者となることはできない。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

こと。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 箕輪町の指名停止措置を、公告日から審査結果の通知の日までの間に受けていないこと。
- (8) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。

### 3 プロポーザル参加手続きに関する事項

#### (1) スケジュール

日付	内容
令和6年5月10日（金）	プロポーザル募集 ・ ホームページ掲載
	参加申込受付開始
	プロポーザルに関する質問の受付開始
令和6年5月14日（火） 17時	プロポーザルに関する質問の受付締切
令和6年5月15日（水）	プロポーザルに関する質問に対する回答
令和6年5月17日（金） 17時	参加申込受付締切
令和6年5月20日（月）	参加資格確認結果通知
令和6年5月27日（月） 17時	企画提案書提出期限
令和6年5月30日（木）	プレゼンテーション、ヒアリング審査
令和6年5月31日（金）	選定結果の通知

#### (2) 参加申込

##### ア. 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 会社の概要が分かる資料（パンフレット可）

(ウ) 情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001）の認証を証明する書類（認定証の写し等）

(エ) 太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入に関わる環境省の補助事業または交付金事業において、発注者（地方公共団体に限る）支援業務委託の受託実績を証明する書類（契約書・仕様書等の写し）

イ. 提出方法 持参又は郵送

※事故等による未着について、本町では責任を負わない。

ウ. 提出先 本実施要領9の担当室

エ. 郵送する場合

(ア) 提出書類は、書留その他の到達を確認できる方法によること。

(イ) 期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。

(ウ) 郵送に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

オ. 持参する場合

(ア) 提出先に直接持参すること。

(イ) 受付時間は、土曜、日曜を除く平日の9時から17時までとし、提出期限後は受け付けない。

カ. 参加資格確認結果の通知

上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格の確認を行い、期日までに、企画提案書の提出の可否について通知する。

(3) 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要領及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

ア. 質問方法 質問書（様式2）により、電子メールで提出すること。提出後、電話により到着の確認を行うこと。

イ. 提出先 本実施要領9の担当室

ウ. 回答方法 期日までに箕輪町のホームページで公表する。

(4) 企画提案書の提出

ア. 提出書類

(ア) 企画提案書 6部（正本：1部、副本：5部）

提案については、仕様書の内容を踏まえ、次の項目に関する事項を記載すること。

a 業務実施方針、業務スケジュール

b 業務体制、実績

c テーマ1

基本計画策定にあたって想定される課題と解決策について

d テーマ2

事業者選定支援にあたって、本業務対象事業に最適な発注方式、発注区分及び、事業完了までのマスタースケジュール作成の考え方について

(イ) 参考見積書（任意様式） 1部

見積りの合計額は、消費税及び地方消費税（10%）を含んだ額を記載する。なお、提案上限額24,200,000円を上回った場合は、失格とする。

#### イ. 企画提案書作成について

提案書は、以下に示す構成に従い作成すること。

(ア) 表紙、目次、本編で構成すること。

a 表紙

表紙には、題名を「令和6年度 町単独地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業 令和7年度分公共施設整備事業 CM 業務委託」と記述し、正本にのみ提案者名を記載すること。

b 目次

目次を作成のうえ、参照先の頁番号を記載すること。

c 本編

本編の構成については、別紙「審査要領」の評価項目に沿って作成すること。

(イ) 日本語を用いて作成すること。

(ウ) 使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。

(エ) 提案書については、A4判とすること。(縦型又は横型いずれかで統一のうえ、縦型にあっては左綴じ、横型にあっては上綴じとする。)

※図・表等は、A3番(折り込み)を可とする。

(オ) 記載については、横書きとすること。

(カ) カラー刷り、写真、絵、表等の挿入は可能とする。

(キ) 内容については頁番号を付すること

(ク) 印刷は、全て片面とすること。

(ケ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

ウ. 提出方法 本実施要領3(2)参加申込に同じ

エ. 提出先 本実施要領9の担当室

オ. 郵送する場合 本実施要領3(2)参加申込に同じ

カ. 持参する場合 本実施要領3(2)参加申込に同じ

#### (5) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

ア. 実施日時・実施場所 時間及び場所については、後日別途通知する。

#### イ. 実施方法

1社あたりプレゼンテーション20分、質疑応答10分を行う。

※プレゼンテーションは事前に提出した書類のみで行う。(当日の審査員用の書類の準備は不要。) プロジェクター等の使用は不可とする。

## 4 事業者の選定

(1) 選定主旨

企画提案内容を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、事業の優先交渉者として決定する。

(2) 選定方法

選考は、別紙審査要領に基づき実施する。

5 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 事業者が「2 参加資格要件」を満たさない場合
- (2) 事業者が3 (2)の参加申込を行わずに企画提案書を提出した場合
- (3) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載や、重要な誤脱があった場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると町が判断した場合

6 契約

上記4により選定された者を優先交渉者とし、契約内容について協議を行い、契約を締結する。ただし、協議の結果、契約に至らなかったときは、次順位であった者を新たに優先交渉者とし、協議を行う。

7 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。また箕輪町情報公開条例（平成25年箕輪町条例第9号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (4) 提出された企画提案の内容は、本業務委託仕様書の一部とみなす。なお、企画提案の内容の変更については、受注者と発注者で協議の上、発注者が対応を決定することとする。
- (5) 審査結果に関しての不服申立ては受け付けない。

8 その他業務遂行上の留意点

- (1) 業務の全部又は主たる部分の再委託は、原則として認めない。
- (2) その他、業務遂行上発生した問題等については、受注者と発注者で協議の上、発注者が対応を決定することとする。
- (3) 本業務の成果に基づき、本事業を推進するにあたり、有用性が確認できれば、設計段階、施工段階の各段階において別途随意契約することがある。

## 9 提出及び問合せ先

〒399-4695

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地

箕輪町役場 総務課 ゼロカーボン推進室

電話 : 0265-79-3144

E-mail : zero@town.minowa.lg.jp

担当 : 佐藤